

2026年2月16日

横須賀市長  
上地 克明 殿

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン  
取締役社長 山崎 肇

## 事故防止の徹底について（横市危第 254 号）への回答

### （弊社で発生した 2 度の火災への対応結果について）

2025 年 7 月 2 日に弊社第 2 加工棟第 2 廃棄物処理室のスラッジ乾燥機で火災を発生させたことに加え、さらに 11 月 5 日には第 2 加工棟第 2 組立室の輸送容器の搬送架台制御盤で火災を発生させてしまい、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしており、誠に申し訳ございません。

弊社で発生した 2 度の火災に関し、「事故防止の徹底について」（2025 年 11 月 6 日 横市危第 254 号）にて申し入れのあった内容について、火災の原因究明及び対策を実施しましたので、以下のとおり、結果をご報告させていただきます。

#### 1. 輸送容器搬送架台制御盤での火災の原因

火災が発生したのは、第 2 加工棟の輸送容器倉庫の地下 1 階搬送架台用電源の配線用遮断器（第 2 組立室の制御盤内に設置）に付属している「電圧引き外し装置」でした。

この「電圧引き外し装置」は、地下 1 階で、リフタの扉が全開でない状態で、輸送容器がリフタ扉に接近したことをセンサが検知すると、衝突から扉を保護するため、搬送架台の配線用遮断器をトリップし、輸送容器の搬送を停止する回路を構成するものでした。この停止回路は当該輸送容器倉庫を自動倉庫として無人で運用していた際に必要としていたもので

あり、現在は作業者が搬送時に搬送架台の周辺にいて、搬送ボタンを押すことで、扉が開き、扉が全開になった後に搬送架台が容器の搬送を行う運用となっているため、通常の運用においては、この停止回路が作動することはありません。

2025年10月1日に当該配線用遮断器が故障したため応急処置として、当該搬送架台の設備技術者は、社内にあった定格電流が同等の別の配線用遮断器に交換しました。交換した配線用遮断器は、上述の「電圧引き外し装置」を付属機能として取り付けられないタイプでしたが、当該技術者は現在の運用ではその機能が不要であることを確認し、「電圧引き外し装置」の取付けは不要と判断しました。

このとき当該技術者は、「電圧引き外し装置」の外観を確認し、配線用遮断器のレバーを機械的に動作させてトリップさせる装置であると思い込んだため、中にコイルが入っており、信号が入り続けると焼損する可能性にまでは思い至らず、配線状態のまま盤内に残していました。

この「電圧引き外し装置」は、配線用遮断器に取り付けて使用している限りにおいては、信号電圧が入りっぱなしの状態になったとしても、配線用遮断器側のトリップが起因となり、「電圧引き外し装置」への信号電圧の印加が切断され、加熱することはない仕組みでしたが、今回は、配線用遮断器から「電圧引き外し装置」を取り外した状態だったため、通常は発生しないが、何らかの理由で信号電圧が印加され続けると、それが切断されないことから加熱し、焼損するリスクがある状態でした。

通常の運用においては、この信号電圧が印加されることはなかったのですが、2025年11月5日に、リフトのパンタグラフ部から異音がする旨の報告が現場作業員からあったことを受け、上記とは別の技術者がリフトの調査を行いました。異音がよく聞こえるように安全を確保しながらも扉を開けた状態でリフトを手動操作し、リフトの昇降等を行っていた際に、地下1階搬送架台の近接センサが検知し、「電圧引き外し装置」への信号電圧が印加され続けたことから、焼損に至ったと考えられます。

なお、火災の直接原因である、応急的に交換していた配線用遮断器および焼損した「電圧引き外し装置」は、11月14日に、10月1日の交換前と同等品（故障したものの後継機種）に交換しています。

## 2. 実施済みの再発防止策

### (1) 作業の全面停止及び総点検

弊社では現在、加工施設に対する新規制基準への対応を進めており、2018年12月に新規制基準対応のための猶予期間が終了して以降、ウランの加工は実施しておりません。そのため現在、管理区域内での生産作業はありませんが、施設の維持管理のために必要な保守作業や新規制基準への対応工事などの作業を実施している状況です。

11月10日より、管理区域内での作業を全面的に停止・延期したうえで、2回目の火災の原因となった制御盤・分電盤を含む電気設備の点検だけではなく、可燃物の管理状態や危険物の保管状態も含めた、あらゆる火災リスクの総点検を実施しました。管理区域外についても、作業停止まではしていませんが、管理区域内同様の点検を実施しました。管理区域内は11月21日、管理区域外については11月28日に点検が完了しました。

従来と比べて厳しい視点での点検の結果、電源盤内の配線や絶縁処理について不適合ではないものの所見（カバーが外れている物、テープが剥がれかかっている物等）が確認されたものは改善し、電源盤内にあった配線図や取扱説明書などの可燃物は盤内から撤去する等、わずかでも火災リスクがあった状態について速やかに是正しました。

### (2) 幅を広げての事前検討

1項の通り、「電圧引き外し装置」を取り外すという変更へのリスク評価の不足が原因であったため、原則、全ての変更に係るものについては管理者に報告してもらい、管理者がリスク評価の要否を確認することで、リスク評価の不足による同様の事故が発生しないように

管理しています。

現在、管理区域内での生産作業はなく、施設の維持管理のために必要な保守作業や新規制基準への対応工事を行っていますが、同様に管理者に事前に報告することを改めて周知し、設備の変更や手順に定められていない作業を実施する場合のリスク評価を継続しています。

### 3. 間接的要因分析の実施

今回、繰り返し火災が発生したことを重く受け止め、再発防止の徹底のために、直接的な原因の調査のみではなく、その背後にある要因の分析を含めた間接的要因分析を実施しました。

今回の事象に対して間接的要因分析を実施した結果、以下の要因が抽出されました。これらの要因が2回の火災の背景にあると分析しました。

(今回の事象に係るもの)

#### (1) 変更管理の課題

- ① 監督手法に関する要因として応急処置に対して恒久対策を実施する期限が設定されていませんでした。
- ② 手順書に関する要因として、リスク評価や変更管理の基準に曖昧さがありました。
- ③ 変更管理に関する要因として、リスク評価が不足していました。

変更や応急処置に対してはリスク評価等を行う手順が定められており、これらに従った作業が実施されていましたが、どのようなリスク評価を行うか決定する基準において個人の判断に依存する部分があり、応急処置による一時的な機能の変更や交換作業のリスク評価は行われていたものの、火災という視点での評価が不足して

おり、また恒久対策を実施する期限も設定されていなかったため火災の要因を排除できなかったと考えております。

## (2) 設備管理が不十分

- ④ 設備保全に関する要因として、定期的な保全の計画が不十分であったため配線用遮断器の故障と応急処置が発生しました。
- ⑤ 管理手法に関する要因として、設備の整備に関する報告の要領が明確にされておらず、必要な情報が関係者と十分に共有されませんでした。

原子力安全に係る機能に対しては十分な設備保全計画が策定されていますが、生産設備としての機能に対しての設備保全計画については不十分な部分がありました。そのため、配線用遮断器に対して定期的な交換による予防保全も事後保全のための予備品の確保もされておらず、結果として火災リスクのある応急処置を行ってしまったと考えております。また、当該の応急処置内容に関して機器整備報告の要領が明確に示されておらず、十分に情報の共有が行われなかったと考えております。

## (2度の火災の共通要因)

### (3) 教育・訓練等の技術継承が不十分

- ⑥ 作業者の技量に関する要因として、社内手順の誤解から修理（応急処置）に伴って実施されるべき関係部門による電気設備の確認を受けていませんでした。
- ⑦ 教育訓練に関する要因として、技術継承が十分に行われていませんでした。

人員の入れ替わり等により担当者が変わる中、OJTが主な教育訓練となっており、社内手順や設備に関する技術的内容について体系的な教育が十分に行われておらず、技術継承が十分でなかったため、適切にリスクを把握することができなかったと考

えております。

#### (4) 業務管理の体制・人員の不足

- ⑧ リソース管理に関する要因として、業務の管理や実行に必要な人員が十分ではありませんでした。
- ⑨ コミュニケーションに関する要因として、関係者間で応急処置に関する情報が十分に共有されませんでした。

人員が減っていく中、管理者も多くの設備を担当することになっており、火災のリスクを排除するための十分なマネジメントや協力体制が機能しなかったと考えております。また、このような人員の不足があり十分な技術者間でのコミュニケーションが取れなかったため、全体の工程管理を 1 人の担当技術者のみで実施せざるを得ない状況でした。

#### 4. 中長期的な再発防止策の策定

現在は 2 (2) に示した通り、変更に係るリスク評価の対象を拡げて、幅広く時間をかけ、管理者や技術者を動員して管理することにより、事故の再発を防止しています。今後は組織としてより安定的で適切な管理で再発防止を徹底するため、3 項の間接的要因分析の結果から抽出された要因に対し、以下の通り中長期的な対策を実施して参ります。

##### (1) 変更管理に対する対策

設備の変更や手順に定められていない作業を実施する場合のリスク評価等の基準を明確にし、個人の判断に依存せず十分なリスク評価やプロセスの管理が行われるように仕組みを見直します。

(2) 設備管理に対する対策

設備保全計画の見直しを行い、生産設備としての機能に対しても必要な保全が実施されるように見直しを行うと共に、設備の整備に関する情報が十分関係者間で共有されるようにします。

(3) 教育・訓練等の技術継承に対する対策

設備の機能に関する技術継承が行われる教育・訓練の仕組みを構築します。また、電気工事従事者の技量を維持管理できるように認定の計画を見直します。

(4) 業務管理の体制・人員に対する対策

事故を防止するための体制と人員の強化を図ります。